

令和2年5月21日

保護者の皆様へ

加古川市

### 市立保育園・認定こども園(保育園部)の特別保育等の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応にご協力いただきありがとうございます。

4月16日から、やむを得ない場合に限り保育所等での受け入れを行う特別保育を実施していますが、5月21日に国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、特別保育の対象を下記のとおり拡大いたします。新たに対象となった方で保育を必要とする場合は、施設まで**特別保育申出書**を提出いただきますようお願いいたします。

また、5月30日をもって特別保育は終了し、6月1日から通常保育を実施しますが、ご都合のつく場合は、家庭で保育をしていただくなど、感染症の拡大防止にご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 特別保育の対象      これまでの対象者に加え、休業要請の解除等により保育が必要となった方、かつ「特別保育申出書」を提出した方

※できるだけ前日までに提出をお願いします。すでに提出された方は必要ありません。

(「特別保育申出書」は加古川市ホームページに掲載)

- 2 特別保育終了日      令和 2年 5月 30日(土)

- 3 6月1日から通常保育がはじまります

- ・ 登園する日は家庭での毎朝の検温を徹底し、発熱等の症状がある場合は登園を控えてください。
- ・ 感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合は引き続き登園を控えていただくようお願いいたします。6月分の保育料及び副食費につきましては、登園自粛日数に応じて日割り計算による減免を行います。

#### 【担当】

加古川市こども部幼児保育課

入園係 079-427-9213(直通)